

ユーカリが丘一丁目 自治会 会則

(名称および事務所)

第1条 本会はユーカリが丘一丁目自治会と称し、事務所は、佐倉市ユーカリが丘一丁目19番14号 ユーカリが丘第一集会所に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は原則としてユーカリが丘一丁目に居住する者を対象とし、新たに会員たる資格を取得または喪失した者は7日以内に書面により、その旨を本会に届けるものとする。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦および会員の共同の利益を維持増進し、社会環境の浄化向上に努め明るく住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦および福祉文化の向上に関する事業
- (2) 保健衛生、防犯、防火、除草等の環境の整備に関する事業
- (3) 集会所、その他公共施設の管理に関する事業
- (4) 地域の防災に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するため必要と認める事業

(組織)

第5条 本会の会員の住居区域を10個のブロックに区分する。
各ブロックは10戸～20戸を単位とする班に細分し、それぞれ班長を置く。
班長は任期半年(4月より9月、10月より3月まで)とし輪番制とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	運営委員	若干名
副会長	若干名	ブロック長	各ブロック1名
会計	1名	会計監査	2名
書記	1名		

(役員の業務)

第7条 役員の業務はつぎのとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長を代行する。
- (3) 会計は本会の会計業務を処理する。
- (4) 書記は本会の議事録、活動記録の作成を行う。
- (5) 運営委員は、本会の円滑な運営に努め、会務を分担する。
- (6) ブロック長は各ブロックを代表し、会務を処理する。
- (7) 会計監査は本会、集会所の各会計業務を監査する。

(役員の選出)

第8条 役員は、総会において会員中より選出する。ただし任期の途中で役員が欠けた場合には、役員会において会員中より補充することができる。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は一年とするが、再任を妨げない。ただし、欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。

（会議）

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

- （1） 定時総会：会計年度終了後1ヶ月以内に会長が招集する。
- （2） 臨時総会：会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の同意を得て招集を請求したとき招集する。
- （3） 役員会：役員をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集して、本会運営、その他重要事項について審議する。

（総会の成立）

第11条 総会は会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ成立しない。

（議事の可決）

第12条 総会の決議又は承認は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

（付議事項）

第13条 次の事項は総会に付議しなければならない。

- （1） 会則の改定
- （2） 会務報告ならびに決算報告
- （3） 新年度事業計画および予算
- （4） 役員の選出および解任
- （5） その他必要と認める事項

（経費）

第14条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって当てる。

（会費）

第15条 本会の会費は「通常会費」年額3,000円（月額250円）とする。「特別会費」年額500円（ユーカー祭り負担金の一部）とする。

- （2）「通常会費」は、新入会員は入会月から、退会員は退会月までを負担することとし、精算は月額250円として計算する。
- （3）「特別会費」は毎年4月から7月までの既会員および新入会員より、上期「通常会費」納付時に納付し、納付後は精算しない。

（会計年度）

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

附則

本会則は昭和56年3月1日から施行する。

（昭和56年3月定時総会、昭和59年3月定時総会、昭和60年定時総会、昭和62年3月定時総会、昭和63年定時総会、平成8年4月定時総会、平成12年4月定時総会、平成18年4月定時総会、平成30年4月定時総会で一部改正、平成30年4月1日施行）